

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

協力造園会社、土木業者、設計事務所等と共同プロジェクトを促進し、技術共有・ノウハウ交換を行います。将来的には、事業承継支援や業務統合・再編も視野に入れた連携体制を構築します。

b. IT 実装支援

CAD/BIM の共通フォーマット／データ連携基盤を整備し、図面・工程・現場情報を協力会社とも共有します。協力会社への IT 導入支援（ソフト導入支援、研修支援）を行います。また、サイバーセキュリティ対策（データ保護、アクセス権管理、情報漏洩防止）を助言・実施します。

c. 専門人材マッチング

緑化設計、維持管理、造園施工、都市緑化、植栽管理等、専門性の高い技術者のマッチング支援を行います。協力会社と共同で人材育成制度や研修制度を設けます。

d. グリーン化の取組

低炭素素材（環境配慮型資材、リサイクル資材など）の共同調達を推進します。施工工程における省エネ設計・管理を推進し、CO₂排出削減に向けた共同技術研究を行います。また、造園維持管理における省資源施策（適正散水、雑草抑制、低農薬施策など）を支援・普及します。グリーン調達基準を定め、協力会社にも意識を求めます。

e. 健康経営に関する取組

当社および協力会社の従業員・作業員の健康や安全を重視し、定期健康診断・安全教育・メンタルケアの支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2025年10月9日

株式会社中造園

代表取締役 中 邦暉

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。